

堺市立図書館雑誌広告募集要領

令和7年5月版

堺 市

目 次

堺市立図書館雑誌広告募集要領	ページ
1 目的	1
2 日程	1
3 雑誌広告の方法	2
4 申込者の資格要件	2
5 欠格要件	2
6 対象とする雑誌	3
7 広告の掲載期間	3
8 広告掲載場所及び広告の大きさ・掲載位置	3～4
9 広告掲載料	4
10 広告の掲載基準等	5
11 申込方法	5～7
12 広告掲載の決定から契約締結に至るまで	7
13 広告掲載の決定の取消し	7
14 費用負担	8
15 広告内容の変更手続き	8
16 広告掲載誌の変更手続き	8～9
17 広告の掲載中止について	9
18 広告主の責任	9
堺市立図書館雑誌広告掲載契約書（案）	10～13
広告掲載のイメージ	14
雑誌棚の形状	15
【参考】令和6年度各図書館開館日数及び施設利用者数の実績	16
堺市広告掲載要綱	17～19
堺市広告掲載基準	20～23
【様式】堺市立図書館雑誌広告掲載申込書	
【様式】誓約書（個人用）	
【様式】誓約書（法人用）	
【様式】堺市立図書館雑誌広告内容変更申出書	
【様式】堺市立図書館雑誌広告掲載雑誌変更申出書	
【様式】堺市立図書館雑誌広告掲載中止届	
【雑誌一覧】全館分（分類・雑誌名順）及び各館	

堺市立図書館雑誌広告募集要領

1 目的

この募集要領は、堺市立図書館の雑誌に広告を有料で掲載（以下「雑誌広告」という。）することに関して、堺市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び堺市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。

雑誌広告を申し込む者（以下「申込者」という。）は、この募集要領を熟読し、次の各事項を承知した上で申し込みを行ってください。

2 日程

項目	期限、期間等
1 受付期間	令和7年5月1日（木）から令和8年1月18日（日）まで
2 広告掲載の決定	申込書提出から2週間程度
3 契約締結の手続き	上記2から2週間以内
4 広告掲載料の納入	掲載希望日の1週間前まで
5 広告の提出	掲載希望日の1週間前まで
6 広告の掲載期間	令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで ※広告の掲載期間が満了する日の1か月前までに、広告主から堺市立図書館雑誌広告掲載中止届の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、更新後の広告の掲載は、更新前の広告の掲載期間が満了する日の翌年の3月31日までとします。ただし、更新回数は、4回を限度とします。 ※令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの広告の掲載期間に係る堺市立図書館雑誌広告掲載中止届は、令和8年2月28日（土）までに提出してください。

※上表記載の日は、休館日（祝日を除く月曜日）を除きます。

※やむを得ない事情により提出期限延長などの対応を取ることがあります。

※申込書の提出から最短6週間程度で掲載を開始することができます。

（令和7年7月1日（火）から掲載開始する場合は、令和7年5月20日（火）までを目途に申込書を提出してください。）

3 雑誌広告の方法

雑誌の最新号のカバー（以下「雑誌カバー」という。）の表面、裏面及び雑誌棚の扉若しくは扉がない雑誌棚の場合は背面（以下「雑誌棚」という。）に広告を表示することができます。

※雑誌は、最新号のみ館内閲覧用の透明の雑誌カバーをつけて雑誌棚に配架しています。

なお、最新号は、館外には貸出しません。

また、同雑誌の増刊号を図書館が購入した場合は、最新号と合わせて雑誌棚に配架するものとし、雑誌棚で配架している間は増刊号についても同様に広告を表示することができます。

ただし、増刊号が発売された場合であっても購入しないことがあります。

4 申込者の資格要件

(1) 市内に事業所又は店舗を有する個人又は法人で、引き続き1年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者

また、緊急時において速やかに対応が行える者

※この募集は、申込者が自ら直接行う事業に関する広告を募集するものです。

(2) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない事業者であること。

5 欠格要件

次に該当する者は、申込みすることができません。

なお、広告の掲載決定後又は契約締結後に該当したときは、催告その他何らの手続を用いないで、当該決定を取り消し、又は契約を解除します。

ア 銀行取引の停止又は破産の開始手続きを受けて復権を得ない者

イ 契約を締結する能力を有しない者

ウ 国税（法人税、所得税、消費税又は地方消費税）の滞納がある者

エ 本市が課税する市税の滞納がある者

※本市が課税する市税には、個人市民税（特別徴収を含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税があります。

なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。

※本市が課税する市税の滞納には、未納のほか、分納中の市税も含みます。

オ 本市の入札に関して参加停止等の処分を受けている者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者

6 対象とする雑誌

本市が作成した「雑誌一覧」から選定することができます。

なお、複数の雑誌・図書館を選定することは可能ですが、1館につき10誌を上限とします。

ただし、すでに他の広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」）が広告掲載を指定している雑誌を選ぶことはできません。

7 広告の掲載期間

(1) 令和7年7月1日から令和8年3月31日までとします。

(2) 広告の掲載期間が満了する日の1か月前までに、広告主から堺市立図書館雑誌広告掲載中止届の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、更新後の広告の掲載期間は、更新前の広告の掲載期間が満了する日の翌年の3月31日までとします。ただし、更新回数は、4回を限度とします。

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの広告の掲載期間に係る堺市立図書館雑誌広告掲載中止届は、令和8年2月28日までに提出してください。

8 広告掲載場所及び広告の大きさ・掲載位置

掲載場所	広告の大きさ（最大寸法）	掲載位置（例）
雑誌カバー表面	(縦)4cm×(横)13cm 以内 *雑誌面のサイズを上回らない範囲かつ雑誌名と重なることのない大きさとします。	P14を参照してください。
雑誌カバー裏面	雑誌面の大きさを上回らない範囲 *雑誌面の大きさは、「雑誌一覧」を参照してください。	
雑誌棚	雑誌棚の扉の大きさを上回らない範囲 (扉がない場合は、雑誌面の大きさを上回らない範囲) *各館の雑誌棚の形状及び大きさは、P15を参照してください。 *雑誌面の大きさは、「雑誌一覧」を参照してください。	

※広告は広告主が作成することとし、その素材は紙片又はフィルムとします。

※広告の右上に「有料広告」の表示（文字の大きさは、全角で18ポイント以上）が必要です。

※雑誌の配架位置は、各図書館が決定します。

なお、広告の掲載期間の途中で配架位置を変更する場合があります。

※雑誌カバーは、図書館が準備し、透明のフィルムなどにより図書館で雑誌カバーへ広告を貼付します。

※雑誌カバー表面への貼付位置は、雑誌表紙のレイアウトが雑誌により異なることから、図書館で決定します。

※雑誌棚への貼付は、透明のフィルムなどにより図書館が行います。

なお、扉のない雑誌棚の場合は、広告を台紙等に透明のフィルムなどで貼付し、雑誌棚に図書館が設置します。

※新たに最新号が出ると、雑誌カバーを図書館で付け替え同様に配架します。

※広告掲載が決定した場合や広告を掲出している場合においても、本市の理由又は休刊、廃刊等により広告掲載ができなくなった際は、本市と広告主で協議し、他の雑誌に広告掲載するものとします。

※その他の理由により広告掲載ができなくなった場合は、本市と広告主で協議することとします。

※広告の掲載期間終了後、掲載していた広告については広告主に返却しません。

9 広告掲載料

(1) 広告掲載料

掲載期間	広告掲載料
令和7年7月1日から令和8年3月31日まで	1誌1館（消費税及び地方消費税相当額込） 広告掲載日より令和8年3月31日までの月数に月額¥1,100円を乗じた額※ ※月の途中から広告を開始した場合でも、1か月とします。
広告の掲載期間が満了する日の翌年の3月31日まで	¥13,200円（年額）

※広告を掲載している雑誌の増刊号を本市が購入した場合は、増刊号にも広告を掲載することができるものとし、増刊号の広告掲載料は別途必要がないものとします。

※広告掲載料は、指定の期日までに一括で前納する必要があります。

※掲載期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、消費税額及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算するものとします。

(2) 広告掲載料の納付

広告掲載料は掲載期間分を一括全額納付とします。なお、掲載期間に応じた広告掲載料の納付を確認するまで、広告掲載は行いません。

(3) 広告掲載料の不還付

納入された広告掲載料は、還付しません。

広告の変更、棄損等により掲載できない期間があった場合や広告主の事情により途中で掲載を中止した場合も、広告掲載料は、還付しません。

ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載を開始できないとき又は1月を超えて広告の掲載が継続できない場合を除きます。

10 広告の掲載基準等

要綱及び基準（この募集要領に掲載しています。）に定めるもののほか、次に該当するものは、掲載しません。

また、広告の掲載中、次に該当することが判明したときも同様とし、催告その他何らの手続を用いずに掲載を取り消します。

なお、この取り消しによる納付済み広告掲載料、広告製作費用その他一切の費用について、本市は保証しません。

- (1) 文字やデザインが、過密、過小又は色あせ等のため、来館者が読むことができないもの
- (2) 広告主の名称及び固定電話の番号が明記されていないもの
- (3) 図書館事業の広告として適当でないと中央図書館長が判断したもの

11 申込方法

申込者は、堺市立図書館雑誌広告掲載申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印し、受付場所まで簡易書留等による郵送又は直接持参の上、提出してください。

複数の雑誌について申込みを行う場合は、1誌1館ごとに「堺市立図書館雑誌広告掲載申込書」を記載ください。この場合において、他の必要書類については、1部で結構です。（広告原稿案のみ2部必要です。）

申込者は、1館につき10誌まで申込みすることができます。

(1) 申込受付

受付期間	令和7年5月1日（木）から令和8年1月18日（日）まで <u>事前に、空き状況および手続き等の日程について中央図書館総務課までお問い合わせください。</u>
事業者選定方法	先着順 ※雑誌ごとに先着順で1者のみ申し込みを受付します。
受付時間	午前10時00分から正午まで 午後1時から午後5時まで
受付場所 お問い合わせ先	堺市堺区大仙中町18番1号 堺市立中央図書館 総務課 管理係 TEL：072-244-3811 FAX：072-244-3321

- ・郵便事情、交通事情その他の理由により、申込期間内に書類の到達又は提出がない場合、受け付けません。
- ・提出された書類に不備、記入漏れ、押印（訂正印）漏れ等があった場合、本市から申込書記載の連絡先に連絡しますが、申込期間内に必要とする書類の提出がないときは、受け付けません。

(2) 応募書類

様式は図書館ホームページからダウンロードできます。

個人 ↓	法人 ↓	ア ●印がついた書類が必要です。 イ 提出部数は、⑤広告原稿案が2部、その他は各1部です。 ウ 個人と法人とで異なりますので、ご注意ください。		
		提出書類		
		No.	書類名	注意事項
●	●	①	堺市立図書館雑誌広告掲載 申込書	・日付は、記入日又は提出日を記入してください。
●	●	②	申込者の事業（会社）概要	・会社のパンフレット等。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地（本社、本店、市内の事業所、店舗等）、業務内容、従業員数は必須です。（補記可。）
●		③	誓約書（個人用）	・日付は、①堺市立図書館雑誌広告掲載申込書と同じ日を記入してください。
	●	④	誓約書（法人用）	・日付は、①堺市立図書館雑誌広告掲載申込書と同じ日を記入してください。 ・住所欄には、各役員の住民登録地を記入してください。 ・本市の外郭団体は、提出不要です。
●	●	⑤	広告原稿案	・カラー、A4用紙、2部提出 ・A4サイズより小さい場合は、A4の用紙に原稿案を等倍のまま記載して提出すること。 ・A4サイズより大きい場合は、縦横同率で縮小してA4の用紙で提出すること。 ・広告の右上に「有料広告」の文字を表示してください。（文字のサイズは全角で18ポイント以上）
	●	⑥	履歴（現在）事項全部証明書	・書類提出時点で発行後、3か月以内の原本に限ります。 ・記載の内容が実際と異なっているときは、変更後のものを提出してください。
●	●	⑦	印鑑（登録）証明書	・本市の登録業者は、提出不要です。
●		⑧	税務署発行の納税証明書 （その3の2）	・書類提出時点で発行後、1か月以内の原本に限ります。
	●	⑨	税務署発行の納税証明書 （その3の3）	・法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書が必要です。 ・本市の登録業者は、提出不要です。

(3) 留意事項

- ア 申込者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、本申込みに係る権限を有する者を堺市立図書館雑誌広告掲載申込書の申込者欄に記入してください。
- イ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。
- ウ 誓約書の提出後（契約締結に至った場合は、掲載期間中を含む。）、記入内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記入した誓約書を再度提出してください。

エ 税務署発行の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。

「納税手続」⇒「納税証明書」⇒「[手続名] 納税証明書の交付請求手続」

オ 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。（「その3」は不可。）なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、申込者としての資格要件を満たさなくなりますので、ご注意ください。

カ 提出書類の返却は、行いません。

キ 申込者に関する情報については、空き状況を除き、一切回答することができませんのでご了承ください。

(4) 個人情報の扱い

提出書類に記載の個人情報は、広告掲載の決定及び契約締結事務に使用するものとし、正当な理由なく他に知らせ、又は他の目的のためには使用しません。ただし、申込者の資格要件の確認のため、警察当局への照会に使用します。

1 2 広告主の決定から契約締結に至るまで

- (1) 本市で申込者からの提出書類を先着順に受付を行い、提出書類の内容が要綱、基準及び本募集要領（以下、「要綱等」という。）に適合しているかどうか審査を行います。
- (2) 申込書提出から2週間程度で、申込者に対し堺市立図書館雑誌広告掲載申込書掲載決定通知書又は堺市立図書館雑誌広告非掲載決定通知書により審査の結果を郵送で通知します。
- (3) (2) の通知とあわせて堺市立図書館雑誌広告掲載契約書（2部）を郵送いたします。
- (4) 広告主は、(3) の書類を受けましたら、2週間以内に堺市立図書館雑誌広告掲載契約書（「乙」欄に記名押印したもの）を中央図書館総務課に提出してください。
- (5) 後日、中央図書館総務課より堺市立図書館雑誌広告掲載契約書及び広告掲載料の納入通知書をお渡しします。広告掲載料は、掲載希望日の1週間前までに納付してください。
- (6) 広告主は、掲載希望日の1週間前までに広告、納入通知書（領収印が押印されたもの）を中央図書館総務課に提出してください。納入通知書は、コピー後原本を返却いたします。なお、提出された広告内容が、広告掲載決定時の広告原稿案と異なる等修正が必要な場合は、広告主に広告の修正をしていただきます。

1 3 広告掲載の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消します。
 - ア 本市の業務上やむを得ないと認めるとき
 - イ 指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき
 - ウ 要綱等に反すると認められるとき

- エ 広告主が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
 - オ 前各号に掲げるもののほか、特に広告掲載をすることが適当でないとは判断したとき
- (2) (1) のイからオに該当して取り消した場合、9 (3) のとおり納付された広告掲載料は還付しません。また、広告の製作費用その他一切の費用について補償しません。

1 4 費用負担

- (1) 広告は、広告主の負担により作成してください。
- (2) 広告の掲載期間中に、広告の破損・盗難や雑誌カバーの破損等が生じた場合や本市の責めによる場合であっても故意でない場合及び天災、その他不可抗力による場合等は、広告主の負担により再度広告を作成してください。

1 5 広告内容の変更手続き

- (1) 広告内容を変更しようとする広告主（以下「申出者」という。）は、変更する広告の原稿案を2部添付して、堺市立図書館雑誌広告内容変更申出書を提出してください。
- (2) 本市で変更する広告原稿案について要綱等に適合しているか審査します。
広告原稿案が要綱等に適合していない場合であって修正が可能であるときは、申出者において当該修正が行われた場合は、審査を継続します。
- (3) 審査の結果、広告原稿案が要綱等に適合していると認められ、変更が可能なときは、堺市立図書館雑誌広告内容変更承認通知書を申出者に通知します。
なお、審査の結果、広告原稿案が要綱等に適合しないと認められる場合は、堺市立図書館雑誌広告内容変更非承認通知書を申出者に通知します。この場合は、あらためて変更に係る手続きを行ってください。
- (4) 変更が承認されるまでの間、変更する前の広告が掲載できる場合は、引き続き変更前の広告を掲載するものとします。
ただし、変更する前の広告が掲載できない場合であっても、広告掲載料は還付しません。

1 6 広告掲載誌の変更手続き

- (1) 広告主は、広告を掲載している雑誌が休刊、廃刊等により広告掲載ができなくなることが判明した場合、堺市立図書館雑誌広告掲載雑誌変更申出書を提出することで、他の雑誌に広告を掲載できるものとします。（ただし、変更を希望する雑誌が既に他の広告主が決定している場合や廃刊又は休刊した雑誌と同一の分類の雑誌がなく広告の掲載をすることが適さないと本市が認めるときは、当該雑誌に係る広告の掲載を中止することができることとします。）
- (2) (1) を原因として広告の掲載を開始できない場合で、広告主がほかの広告掲載誌への変更希望しない場合は、契約解除後の広告掲載期間の残りの月数に応じて算出し還付します。この

場合において、月の途中で掲載することができなくなった当該月については、還付しません。

- (3) 広告主は、堺市立図書館雑誌広告掲載雑誌変更申出書を提出する場合において、同時に広告内容を変更しようとする広告主（以下「申出者」という。）は、変更する広告の原稿案を添付してください。以降の対応については15に準じます。

変更が承認されるまでの間、変更する前の広告を掲載する場合は、変更する掲載誌に広告を掲載するものとします。

ただし、変更後の広告が承認されない場合で、変更する前の広告が掲載できない場合は、広告掲載料は還付しません。

1.7 広告の掲載中止について

- (1) 広告主は、雑誌に掲載している広告を中止する場合は、堺市立図書館雑誌広告掲載中止届を提出してください。
- (2) 広告主の申出による広告掲載期間中での掲載中止の場合、既に納付済の広告料については還付しません。ただし、9(3)に規定する広告主の責めに帰することができない理由の場合を除きます。
- (3) 7(2)に規定する自動更新を希望しない場合は、この堺市立図書館雑誌広告掲載中止届を広告の掲載期間が満了する日の1か月前までに提出してください。

1.8 広告主の責任

- (1) 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決してください。本市は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負いません。

堺市立図書館雑誌広告掲載契約書（案）

堺市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が管理する堺市立図書館雑誌に対する広告の掲載について、次のとおり契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 乙は、広告掲載にあたり、堺市広告掲載要綱（平成24年制定、以下「要綱」という。）、堺市広告掲載基準（平成24年制定、以下「基準」という。）、堺市立図書館雑誌広告募集要領（以下「要領」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令の規定を遵守しなければならない。

（広告の掲載期間）

第2条 令和●年●月●日から令和8年3月31日までとする。なお、広告の掲載期間が満了する日の1か月前までに乙から堺市立図書館雑誌広告掲載中止届の提出がない場合は自動的に更新するものとし、更新後の広告の掲載は更新前の広告の掲載期間が満了する日の翌年の3月31日までとする。ただし、その更新回数は、4回を限度とする。

（掲載雑誌、広告の規格、掲載位置等）

第3条 甲は、次の堺市立図書館雑誌の最新号カバーの表面、裏面及び雑誌棚の扉若しくは扉がない雑誌棚の場合は背面に乙が製作する広告を掲載するものとする。

- (1) 掲載雑誌 ○○図書館 △△(R0704-○○-□□)
○○図書館 △△(R0704-○○-□□)

(2) 広告の大きさ（最大）・掲載位置

掲載場所	広告の大きさ（最大寸法）・掲載位置
雑誌カバー表面	(縦)4cm×(横)13cm 以内 ただし、雑誌面のサイズを上回らない範囲かつ雑誌名と重なることのない大きさとする。 掲載位置は、図書館で決定する。
雑誌カバー裏面	雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。
雑誌棚	雑誌棚の扉の大きさを上回らない範囲とする。 ただし、扉がない雑誌棚の場合は、雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。

(3) 広告の貼付

雑誌カバーは甲の負担で用意し、雑誌に掲載する広告は透明のフィルム等により甲が貼付するものとする。

(4) 広告の撤去

第2条第1項に規定する広告掲載期間が満了したとき又は第9条第1項若しくは第2項の

規定により掲載の決定を取り消されたときは、甲は、速やかに広告を撤去しなければならない。

(5) 雑誌の廃刊又は休刊の取り扱い

乙は、広告を掲載している雑誌が廃刊又は休刊により広告の掲載ができなくなった場合は、甲と乙で協議し、乙は堺市立図書館雑誌広告掲載雑誌変更申出書を甲に提出のうえ、他の雑誌に広告を掲載するものとする。ただし、廃刊又は休刊した雑誌と同一の分類の雑誌がなく広告の掲載をすることが適さないと甲が認めるときは、当該雑誌に係る広告の掲載を中止することができる。この場合において、広告料の還付は、第10条第2項の規定を準用する。

(6) 雑誌の配架位置

雑誌の配架位置は、甲が決定する。ただし、雑誌の配架位置は、変更する場合がある。

(広告の製作)

第4条 広告は、乙の負担により製作するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された広告の内容が広告掲載基準に反すると判断した場合は、乙に対し修正を求めるものとし、乙は修正に応じなければならない。

(広告料及び支払方法)

第5条 当該物件の広告料は、年額金■■■■■円とする。ただし、第2条後段に規定する更新後の期間（掲載期間が満了する日の翌年の3月31日まで）に係る広告料は、年額●●●●●円とする。

2 乙は、甲が発行する納入通知書により甲が指定する期日までに前項に定める広告料を前納により一括納付しなければならない。

3 第1項の広告料は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金●●●●●円を含むものとする。

4 消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、改正以降における第3項記載の消費税額等は変動後の税率により計算するものとする。

(広告掲載基準等)

第6条 甲は、要綱第4条及び基準に定めるもののほか、次の各号に該当する広告を掲載しない。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とする。

(1) 文字やデザインが、過密、過小又は色あせ等のため、来館者が読むことができないもの

(2) 広告主の名称及び固定電話の番号が明記されていないもの

(3) 図書館事業の広告として適当でないと中央図書館長が判断したもの

2 乙は、広告の責任の所在を明確にするため、甲の名称及び固定電話番号を必ず明記しなければならない。

3 乙は、広告に「有料広告」の表示を入れ、広告を掲載するものとする。

(乙の責任)

第7条 乙は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。甲は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を

負わない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第8条 乙は、広告掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し及び契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消して、この契約を解除し、以後の広告を中止するものとする。

- (1) 指定された期日までに契約締結手続きを完了しなかったとき。
- (2) 甲の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき。
- (3) 乙において社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。
- (4) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要綱、基準、要領及びこの契約に違反する行為があったとき。
- (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 前項で定めるほか、甲は、業務上やむを得ないと認めるときは、広告掲載の決定を取り消し、この契約を解除することができる。

3 甲は、広告掲載の決定を取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しない。

(広告料の還付)

第10条 契約の解除がなされた場合であっても、納付した広告料は、還付しない。ただし、前条第2項の規定による解除があった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告料は、契約解除後の広告掲載期間の残りの月数に応じて算出する。この場合において、月の途中で掲載することができなくなった当該月については、還付しない。

3 前項の規定により還付する広告料には利子を付さない。

(広告の修復)

第11条 乙は、広告がき損、遺失又は破損したときは、再度広告を製作し、甲に提出するものとする。

2 前項の場合において、甲の責めに帰すべき事由により、乙が再度広告を製作したときは、甲がその経費を負担するものとする。

3 第三者による広告の盗難については、乙が再度広告を製作し、甲に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第12条 乙は、甲に提出した広告の内容を変更しようとする場合は、変更する広告の原稿を添付した堺市立図書館雑誌広告内容変更申出書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により提出された広告原稿案の修正については、第4条第2項の規定を準用する。

3 甲は、第1項の申出に対し、変更が可能な場合は、乙に堺市立図書館雑誌広告内容変更承認通知書により通知するものとする。

(契約の費用)

第13条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(紛争の解決)

第14条 この契約に関し紛争が生じた場合は、甲と乙との協議により解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲と乙とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲と乙とで折半し、その他のものは甲と乙とでそれぞれが負担する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても、その紛争について民事訴訟法（平成8年法第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（疑義の決定）

第15条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

「甲」 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
氏 名 堺 市
代表者 堺市長 永藤 英機 ㊞
登録番号 3000020271403

「乙」 所 在 地（住所）
商号又は名称（氏名）
代表者職氏名 ㊞

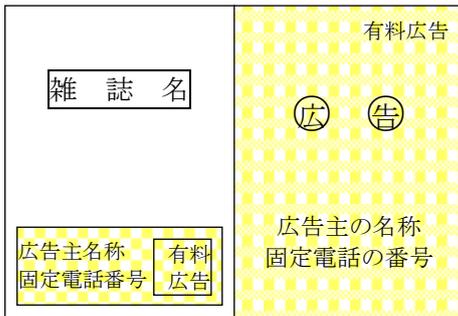
広告掲載のイメージ

堺市立中央図書館雑誌棚の例（扉ありイメージ）



（表面）

（裏面）



（雑誌閲覧中）

雑誌カバーの広告イメージ

雑誌架の広告イメージ

※雑誌棚の形態等各館の都合により、「雑誌名」の表記場所や大きさを調整することがあります。

堺市立中央図書館雑誌棚の例（扉なしイメージ）



雑誌棚の形状

雑誌棚の形状（P14の「広告掲載のイメージ」参照）

館名	雑誌棚の形状 (P14「広告掲載のイメージ」参照)	扉の大きさ 縦 (cm) × 横 (cm) (「雑誌名」部分を含む)
中央図書館	扉あり	33 × 26
堺市駅前分館	扉なし	
中図書館	扉あり	33 × 26
東百舌鳥分館	扉あり	33 × 27
東図書館	扉なし	
初芝分館	扉あり	29 × 31 34 × 35 *複数の雑誌棚あり
西図書館	扉あり	1段目 28 × 24 2・3段目 28 × 23 4・5段目 33 × 27
南図書館	扉なし	
榑分館	扉あり	1・2・3段目 29 × 22 4・5段目左側5列 34 × 28 4・5段目右側3列 34 × 31
美木多分館	扉あり	1・2・3段目 32 × 23 4・5段目 36 × 23
北図書館	扉あり	32 × 22
	扉なし	
美原図書館	扉なし	

令和6年度各図書館開館日数及び施設利用者数の実績

館 名	所在地	開館日数(日)	施設利用者数(人)
中央図書館(一般閲覧室) *こども室を除く。	堺区大仙中町18-1	311	240,612
堺市駅前分館	堺区田出井町1-1-300 ベルマージュ堺内	312	173,062
中図書館	中区深井清水町1426 教育文化センター内 (ソフィア・堺)	310	133,566
東百舌鳥分館	中区土塔町2363-23 東百舌鳥公民館内	312	57,273
東図書館	東区北野田1077 アミナス北野田内	310	232,581
初芝分館	東区野尻町221-4 初芝体育館内	312	79,763
西図書館	西区鳳南町4丁444-1	310	143,081
南図書館	南区茶山台1丁7-1 泉ヶ丘市民センター内	311	255,802
梅分館	南区桃山台2丁1-2 梅文化会館内	312	108,281
美木多分館	南区鴨谷台2丁4-1 鴨谷体育館内	312	79,539
北図書館	北区新金岡町5丁1-4 北区役所内	310	207,467
美原図書館	美原区黒山167-14	310	107,547

* 施設利用者数は、計測装置による通過数(往復で1)です。

* 図書館カウンター堺東は、広告掲載の対象外です。

堺市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本市が保有する公有財産、物品等の資産及び市長が管理するその他の資産（上下水道局が保有する公有財産、物品等の資産及び上下水道局長が管理するその他の資産を除く。以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を行うことに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 土地、建物、印刷物、公用車、本市のホームページその他の広告掲載が可能な市有資産
- (2) 広告掲載 広告掲載料を徴収して、広告媒体に民間企業等の広告の掲載、掲出等を行うこと。
- (3) 局長等 堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）第1条に掲げる局及び室の長、堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成17年条例第57号）第3条に規定する区役所の長、消防局長、会計室長、議会局長、教育次長及び各行政委員会（教育委員会を除き、監査委員を含む。）の事務局長

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載を行う場合、次の事項をあらかじめ別に定める。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料（予定価格を含む。）
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

- 2 広告掲載に当たり、法令、条例等により市長その他の行政庁の許可を要する行為については、広告主において、広告掲載までに当該許可を得なければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、広告掲載の範囲に関する基準は、別に定める。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、堺市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員長は、財政部長の職にある者を、委員は、広報課長、**行財政・構造改革担当課長**、財産活用課長、消費生活センター所長、人権推進課長及び子ども育成課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広報媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を会議に出席させ、あらかじめ所管課で作成した議案の説明を求め、その意見を聴くものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長は、緊急の審議を要する議案について、委員会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回り審議によって委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財産活用課において行う。

(財政局長への実績報告)

第8条 局長等は、広告掲載料その他広告掲載に関する実績について、財政局長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

堺市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市広告掲載要綱（平成24年4月27日市長決裁）に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載をしない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブルに関する業種
- (3) 消費者金融に関する業種
- (4) たばこに関する業種
- (5) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所及び探偵事務所に関する業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (13) 市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市有資産に広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - オ 社会的に不適切なもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
 - イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
 - エ プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- ア 個人または団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- 自動車等運転者の誤解を招くか又は注意力を散漫にするおそれのあるもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (表示の基準)

第5条 広告の表示内容に関する共通の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告であることを明示すること。
- (2) 広告内容に係る関係法令及び業種ごとの広告表示基準等の自主規制を遵守すること。
- (3) 広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）を明記すること。
- (4) その他の表示の基準

ア 割引価格

対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

追加費用等が必要になる場合があるときは、その旨を明示すること。

エ 肖像権・著作権

権利者の使用許可を得ていること。

(ホームページに関する基準)

第6条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、バナー広告等が直接リンクするページの内容についても、この基準を適用する。

(広告主等への確認)

第7条 各業種や商品・サービスについて、法令等に基づく必要な許可・免許等(以下「許可等」という。)の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等の不明な点があるときは、広告主又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。

2 前項の規定による許可等の確認は、許可等の年月日、許可番号、有効期限及び内容・範囲等について行うものとし、必要に応じて許可証等の提示を求めることとする。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 市長等は、この基準に定めるもののほか、広告内容及びデザイン等について広告媒体の性質に応じた個別の基準が必要なときは、合理的な範囲で別途基準を定めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が第3条に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(委任)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この基準は平成24年5月1日から施行する。

堺市立図書館雑誌広告掲載申込書

令和 年 月 日

堺市長 殿

(申込者)

所在地(住所)

商号又は名称(氏名)

代表者職氏名



担当部署

担当者

電話番号

本市業者名簿の登録の有無(有・無)

堺市立図書館雑誌に広告を掲載したいので、堺市広告掲載要綱、堺市広告掲載基準及び堺市立図書館雑誌広告募集要領を承知のうえ、下記のとおり申込みます。

また、堺市が市税(個人市民税(特別徴収を含む。)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、市たばこ税及び入湯税。なお、個人市民税(特別徴収を含む。))については、個人府民税と森林環境税を含みます。)の納付状況調査を行うことに同意します。(同意に係る有効期間:上記記載の日付から令和8年3月31日まで)

記

- 1 広告目的
- 2 広告内容(業種、取扱商品又はサービス等)
- 3 広告掲載を希望する雑誌名

雑誌番号	雑誌名	所蔵館
-	-	

本市記入欄	受付日		受付時間	:
-------	-----	--	------	---

■添付書類（提出部数は、④広告原稿案が2部、その他は各1部です。）

① 事業（会社）概要

【会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地（本社、本店、市内の事業所、店舗等）、業務内容、従業員数は必須。（補記可）】

② 市内の事業所、店舗等の所在図（住宅地図）

③ 誓約書

④ 広告原稿案【カラー・A4サイズに縮小したもの】

⑤ 法人は履歴（現在）事項全部証明書【コピー不可、書類提出時点で発行後3か月以内のもの】

⑥ 印鑑（登録）証明書【コピー不可、書類提出時点で発行後3か月以内のもの】

⑦ 税務署発行の納税証明書【コピー不可、書類提出時点で発行後1か月以内のもの】

個人：納税証明書その3の2 法人：納税証明書その3の3

※申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

また、本市の登録業者は、使用印鑑届印で押印してください。

※本市の登録業者は、添付書類⑤、⑥、⑦の提出は不要です。

※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印（使用印鑑届印）を訂正印として押印してください。

※複数の雑誌について申込みを行う場合は、1誌1館ごとに「堺市立図書館雑誌広告掲載申込書」を記載ください。この場合において、他の必要書類については、1部で結構です。

誓約書（個人用）（※1）

（※2）令和 年 月 日

堺市長 殿

申込者

住所 (住民登録地を記入)	
氏名	(フリガナ)
	実印 (※3) 使用印鑑届印
生年月日	年 月 日

私は、堺市が実施する堺市図書館雑誌広告掲載の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 私は、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しません。
- 2 私は、各種法令に違反していません。
- 3 私は、行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない者に該当しません。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 5 私は、上記1から4までの事項について、事実と異なることが判明した場合は、堺市により広告掲載の決定の取消し、又は契約を解除されても異議申立致しません。

（※1）書き誤った場合は、新しい用紙に記入してください。

（※2）堺市立図書館雑誌広告掲載申込書に記入した日付を記入してください。

（※3）申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

◎誓約内容の確認のため、必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供するものとします。

誓約書（法人用）（※1）

（※2）令和 年 月 日

堺市長 殿

申込者

所在地	
商号・名称	
代表者職氏名	実印 使用印鑑届印

私は、堺市が実施する堺市立図書館雑誌広告掲載の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 私は、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しません。
- 2 私は、各種法令に違反していません。
- 3 私は、行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない者に該当しません。
- 4 私を含む別紙記載の役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 5 私は、上記1から4までの事項について、事実と異なることが判明した場合は、堺市により広告掲載の決定の取消し、又は契約を解除されても異議申立致しません。

（※1）書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印により訂正印を押印してください。

（※2）堺市立図書館雑誌広告掲載申込書に記入した日付を記入してください。

◎誓約内容の確認のため、必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供するものとします。

堺市立図書館雑誌広告内容変更申出書

令和 年 月 日

堺市長 殿

(申出者)

所在地

名称

代表者

(申出者(法人にあつてはその代表者)が自署しない場合は、
記名押印をしてください。)



担当部署

担当者

電話番号

本市業者名簿の登録の有無 (有 ・ 無)

堺市立図書館雑誌に掲載している広告の内容について、以下のとおり変更したいので、承認してくだ
さるようお願いします。

記

1 広告内容を変更する雑誌名

雑誌番号	雑誌名	所蔵館
- -		
- -		

2 変更の理由・目的

3 変更広告原稿案【A4用紙・カラー原稿・2部】

* A4サイズより小さい場合は、A4の用紙に原稿案を等倍のまま記載して提出すること。

* A4サイズより大きい場合は、縦横同率で縮小した上、A4の用紙で提出すること。

なお、広告原稿案が縮小したものである旨、及び原寸を余白又は別紙に記載すること。

4 変更後の広告掲載開始日(予定)

令和 年 月 日から

※ 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

※ 書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印(使用印鑑届印)を訂正印として押印してください。

堺市立図書館雑誌広告掲載雑誌変更申出書

令和 年 月 日

堺市長 殿

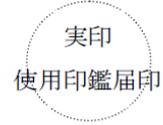
(申出者)

所在地

名称

代表者

(申出者(法人にあつてはその代表者)が自署しない場合は、
記名押印をしてください。)



担当部署

担当者

電話番号

堺市立図書館雑誌に掲載している広告について、以下のとおり掲載する雑誌を変更したいので、承認して下さるようお願いします。

記

1 広告を掲載する雑誌の変更内容

	雑誌番号	雑誌名	所蔵館
変更前	— —		
変更後	— —		

2 変更の理由・目的

廃刊・休刊のため。

3 変更後の広告掲載開始日(予定)

令和 年 月 日から

※ 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

※ 書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印(使用印鑑届印)を訂正印として押印してください。

堺市立図書館雑誌広告掲載中止届

令和 年 月 日

堺市長殿

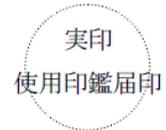
(申出者)

所在地

名称

代表者

(申出者(法人にあつてはその代表者)が自署しない場合は、
記名押印をしてください。)



担当部署

担当者

電話番号

令和 年 月 日付けで契約を締結した堺市立図書館雑誌広告のうち、下記の雑誌について、
令和 年 月 日付けをもって広告の掲載を中止します。

記

1 広告の掲載を中止する雑誌名

雑誌番号	雑誌名	所蔵館
— —		
— —		
— —		
— —		
— —		

※ 堺市立図書館雑誌広告掲載契約書第2条に規定する自動更新を希望しない場合は、この堺市立図書館雑誌広告掲載中止届を広告の掲載期間が満了する日の1か月前までに提出してください。

ただし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの広告の掲載期間に係る自動更新を希望しない場合は、令和8年2月28日までにこの堺市立図書館雑誌広告掲載中止届を提出してください。

※ 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

※ 書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印(使用印鑑届印)を訂正印として押印してください。

公募に関するお問い合わせ先

堺市教育委員会事務局 中央図書館 総務課 管理係
〒590-0801

堺市堺区大仙中町18番1号

TEL : 072-244-3811

FAX : 072-244-3321

メールアドレス : chuuouto@city.sakai.lg.jp

堺市立図書館ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/oshirase/index.html>